

平成30年9月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成30年9月10日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

- | | | |
|----|-------|---------------------------------------------|
| 第1 | 議第23号 | 議事録署名委員の指名に関する件 |
| 第2 | 議第24号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件 |
| 第3 | 議第25号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件 |
| 第4 | 議第26号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件 |

6、農業委員会事務局職員

局長	荒 牧 久
係長	芹 口 孝 直
係	安 方 含

事務局長	皆さん、こんにちは。 定刻になりましたので、本日は高森町農業委員会委員13名のうち、全員の方が出席されておられます。 高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告申し上げます。 また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。 まず、会長のほうから御挨拶をお願いいたします。
議長	今日は、忙しい中に、議案は少のうございですが、お出でいただきまして、ありがとうございます。よろしく申し上げます。 それでは、ただいまから始めたいと思います。
	「議第23号」
事務局	高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。 本委員会の決定に附する。 平成30年9月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議長	議事録署名人に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。
(複数委員)	議長に一任。
議長	はい。一任ということでございますので、本日は13番の吉良山委員さん、14番の山村委員さんをお願いをしたいと思います。 続きまして、「議第24号」
事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会に報告する。 平成30年9月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議長	この件につきましては、担当委員さんの竹内さん、よろしくお願ひします。
4番委員	議第24号、農地法第4条審議資料。 番号1、4ページのとおりです。転用理由は、荒れ地となっており、耕作できない。また、後継者がおらず、管理できないためということです。補足資料は2ページ、3ページとなっております。 よろしく申し上げます。
議長	今説明がございましたけれども、何かこれに関して御意見等ございませんでしょうか。ありませんか。
(複数委員)	異議なし。
議長	ないようでしたら、承認をしたいと思います。 次は、番号2です。これも竹内委員さんに説明をお願いします。
4番委員	番号2、資料は4ページのとおりです。補足資料につきまして

は、4ページ、5ページとなっております。

なお、転用理由は、現在の畜舎が手狭になったため、隣接する土地に牛舎を新設し、経営規模を拡大したいということです。

よろしく申し上げます。

議長 今説明がございましたが、農業用施設を造るということで申請が出ておりますが、農業用施設ということでございますので、事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。

事務局 詳細の内容について説明させていただきます。

こちらは農地から農業用施設ということで、4条の転用に係っているわけですが、200㎡以上の場合、こちらの農地転用が必要になってきます。200㎡以下の小規模な施設については、農業委員会のほうに農地転用不用届というものを出示してもらえば、もうそれで済むのですが、今回の場合、この1,711㎡の中に約800㎡、詳細は799㎡中に550㎡の畜舎を建てるという計画が出ていますので、今回この農地法4条の許可申請という案件が上がってきたわけでありませう。

議長 ありがとうございます。

今のような詳細でございますが、何かこれに対して御意見はございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、承認をしたいと思っております。

事務局長 畜舎なんですけども、以前、阿蘇市あたりの、農地法上は全然はないんですけども、隣接地あたりのいろんな、知らなかったとかいうふうな話が出てくる可能性もなきにしもあらずということで、建設課のほうにはそういった、どうするのかということ投げかけてはおります、隣接地あたりにですね。あと、駐在員さんあたりにも、そういった周知ですかね。そこで、建設課がどういうふうな、その同意書を求めるのか、それはちょっと分かりませんが、その農地法上では全然それは問題ない。農業委員会が通れば問題ないということは、建設課のほうには申し添えております。一応、そういうことを皆さんに御報告をしておきます。

議長 今話があったように、あとあとトラブルにならないようにするためには、隣接というのは物が無い土地でございますので、簡単に動かせるものじゃない。ずうっと先まで、何年も先までやっぱり隣でございますので、そのへんのところは相談があったときには、そのへんのところまで委員さんは口添えをしてやるのも必要かなと、法的に問題はないと言いつつも、トラブルがないようにするためには、そのぐらいの配慮が委員さんとしての必要じゃないかなというふうには感じております。よろしくお願ひしたいと思っております。

事務局	では、続きまして、「議第25号」 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会に報告する。 平成30年9月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議長	この案件の1番、下田委員さんに説明を求めます。
10番委員	議第25号、農地法第5条審議資料。 資料は6ページのとおりです。補足資料は、6ページ、7ページです。現在、持ち主は農業もしておらず、ぐるりは家がずっと建っています。それをこの2人が、1番と2番、2人の人に1枚を半分に分けるといってごさいます。どうぞよろしくお願ひします。
議長	はい。今お話があったように、周りはもう宅地で、本人ももう農業をやってないというようなことです。転用理由としては、右に書いてあるとおりでございすが、いかがでしょう。もう周りに耕地というのは、それを除いてはないということですね。
10番委員	前は借り手があつて貸していたが、今は荒地地になりよるなら転用したほうがいいかなと。
12番委員	購入者は、横の家、この購入されるところの横に自宅を持っておられます。もう一人の方も前に自宅を持っておられます。
議長	これはどうでしょうかね。1番と2番は案件が並んでいすので、同じ案件ですが、2番も説明してもらいしょうか。 10番の下田さんに、2番のほうの説明もよろしくお願ひします。
10番委員	2番のほうも、農地は一緒に、所有者から2人が土地を分けるということでごさいます。以上です。
議長	1番と2番は、話としては一緒にいうようなことでごさいます。が、この申請のほうは承認してもよろしゅうございすか。
(複数委員)	異議なし。
議長	はい。それでは、承認といたします。 それでは、番号3、6番の三森委員さん、説明をよろしくお願ひします。
6番委員	議第25号、農地法第5条審議資料。 6ページの3です。転用理由は、国道に近く交通アクセスが良いことと、南阿蘇地域唯一の大型車専用のタイヤ修理・販売店の閉店。熊本地震の影響よる依頼の急増のためとなっております。 補足資料は11ページになっております。よろしくお願ひします。
議長	はい。3番について、今、三森委員さんから説明がありましたけれども。
事務局	周りの農地の状況について説明させていただきたいと思ひます。

ここは農振外で、この字〇〇〇〇〇〇、ここは西のほうからずっと田んぼ、畑が続いて、第1種農地になります。10ha以上の団地になる農地です。本来だったら、ここは転用できない、第1種農地は転用できないということになるんですが、流通情報施設、この国道沿いにコンビニだったり、修理工場だったり、そういうものを造るということであれば、この第1種農地からの除外というのが可能になるという特例の要件がございまして、今回、この案件が上がっております。

議長 今のような特例があるということで、申請が出されたのかなと思っておりますが、既にもう皆さん御存じのとおり、今のような状況になっていきますので、そのへんのところをどう見られるかなと思いますが、どうでしょうか。

4番委員 これはタイヤの修理・販売をするということであれでしょう、将来は、これがもし違う方向に向かっても関係ないんですか。その土地を利用するときに、もうこれは転用理由はこれですけど、もしタイヤ修理ができないとか、早い話が、極端に言うと、コンビニとか造ったりしても、そういうこともできるもんですかね。

事務局 今言われているのは、事業の計画自体は、さっき言われたように、タイヤの修理工場ということで出されていますけど、極端に言ってしまうと、コンビニとかする場合は、この許可はそのままでいいのかということですけど、基本、それはできないということになります。事業計画に基づいて、農業委員会が許可を出すものであって、その計画が変わるということであるなら、申請は取り下げただいて、また出し直してもらおうということになると思います。ですので、今、実際見られている方もいるんですけど、少しされているところがあったので、事務局のほうから、それはやめてくださいということで、もうストップはかけています、事前着工にならないようにということで。ですので、基本は計画に沿ったものしか、転用の許可は出せません。

議長 というようなこととございますので、今の転用の目的、理由はこれであるということである以上は、やっぱりこれはきちんとしないとしますので、いかがでしょうか。その後の変更になったときには、また何か方向変換をする手続きをしなければいかんというような話なので、取り下げて再度。

4番委員 その点については、注意する点は大きいと思うんですよね。そのところはきちんと。いや、私たちも、役場関係も農業委員会も、きちんとしていただきたいと思います。よろしく願います。以上です。

議長 ほかにございますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ないようでしたら、この理由で承認をするということにしたいと思いますが、よろこびますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。

事務局 続きまして、「議第26号」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。
別紙のとおり本委員会に報告する。
平成30年9月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
それでは、こちらは基盤法になりますので、事務局のほうから説明させていただきます。
番号1、8ページ、補足資料については、14ページと15ページになります。
こちらは、利用権設定する方の、再更新の契約となります。
続いて、番号2、こちらと同じ農業者年金の絡みでして、後継者移譲をこの方が農業者年金を選んでいらっしゃいますので、その後継者であられる方に使用貸借権を設定するものとなっております。
補足資料が、住吉さんのほうが16ページと17ページのほうになっております。
甲斐さんのほうの番号が、1番は14ページ、15ページの内容です。2番のほうが、16ページ、17ページの内容となっております。

議長 これは年金絡みというようなことで申請があつておりました、上は賃貸借、下は親子関係で使用貸借になつておりますが、これで問題はないでしょうか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、このとおり承認をしたいと思っております。ありがとうございました。
これをもちまして、第6回の農業委員会の総会を議案をすべて終了しました。
ありがとうございました。
以下余白

平成30年9月10日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員